

ドライブレコーダー情報提供運用要領

1 趣旨

本要領は、「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定書」第2条第2項に定めるドライブレコーダー情報の提供に係る事項を定めるものとする。

2 提供の対象となるドライブレコーダー情報

提供の対象となるドライブレコーダー情報は、犯罪や交通事故の捜査に関する情報のほか、犯罪や交通事故の発生又はその前兆となる不審者、不審車両や負傷者・迷い子・行方不明者など危険に遭遇し保護を求める者に関する情報とする。

3 具体的要領

(1) 提供依頼

警察署長等（交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）は、犯罪や交通事故等の発生に際し、ドライブレコーダー情報が必要と認められるときは、捜査関係事項照会書により、本協定にかかる各協会会員たる事業所（以下「事業所」という。）に情報提供を依頼するものとする。

(2) 閲覧要請

警察署長等は、事件・事故の発生に際し、必要に応じて、事業所に対してドライブレコーダー情報の閲覧を要請することができる。

(3) 保存依頼

警察署長等は、ドライブレコーダー情報の提供を受けるに際し、当該情報の提供を依頼するまでの間、データの保存が必要な場合は、事業所に対して当該データの保存を依頼することができる。

4 連絡責任者

本要領の運用に際し疑義が生じたときは、

甲：一般社団法人宮崎県バス協会専務理事

乙：一般社団法人宮崎県トラック協会専務理事

丙：一般社団法人宮崎県タクシー協会専務理事

丁：宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全補佐

同刑事部刑事企画課企画担当補佐

同交通部交通指導課事故事件担当補佐

を連絡責任者に指定して、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを決定するものとする。

5 その他

本要領の運用に支障が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁の協議により解決するものとする。